

●香川県告示第486号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により昭和34年6月1日指道第2号（香川県告示第340号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成20年11月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 廃止年月日 平成20年10月29日
- 2 指定を廃止する道路の位置 丸亀市山北町字道上636番1、637番1及び同地先農道
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 288.2メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。